

BUSSINESS SUPPORT OFFICE

□ビジネス・サポート・オフィス□ 利用約款

ビジネス・サポート・オフィスの利用は、本条で定める約款によるものとする。
この約款に定めのない事項は、日本国法令または日本国で一般に確立された慣習に準拠するものとする。この約款は、利用者への通知なしに変更される場合がある。

1. 利用者の資格

- (1) ビジネス・サポート・オフィスは、利用希望者がア)～イ)の条件を満たす場合に利用を認める。
 - ア) 大阪市での事業所の開設・進出・再投資に関心を持ち、下記に該当し、一般財団法人大阪国際経済振興センター（以下 IBPC 大阪）が利用を認めた者
 - ・大阪市内に拠点を有しない国内外の企業、外国政府機関等
 - ・大阪市内に拠点を有し、さらなる再投資の計画を有する国内外の企業、外国政府機関等
 - イ) IBPC 大阪の定める規則等を遵守する者
- (2) 下記の一つでも該当する場合は、利用を認めない。
 - ア) 公序良俗または公衆の衛生を害するおそれのある場合
 - イ) 施設、付属物または備品等を損壊するおそれのある場合
 - ウ) IBPC 大阪の定める規則等を遵守しない場合
 - エ) その他 IBPC 大阪が適当でないと認めた場合

2. 利用の申請

利用希望者は、IBPC 大阪と事前協議を行い、下記書類を IBPC 大阪へ提出する。IBPC 大阪にて審査の上、認められた場合は「ビジネス・サポート・オフィス(BSO)利用承認通知書」を発行する。

- (1) 「ビジネス・サポート・オフィス(BSO)利用申請書」
- (2) 利用希望者の事業概要が分かる資料
 - (例) パンフレット、会社の設立が確認できる公的な書類（法人登記・営業許可証等）、代表者及び BSO を利用する本人を確認できる書類（社員証・運転免許証・パスポート等）

※日本語・英語・中国語以外の言語で書かれたものは、日本語もしくは英語の抄訳を添付すること。
- (3) 「ビジネス・サポート・オフィス(BSO)保証金返金口座に関する確認書」

3. 申請期限

利用開始希望日の 10 営業日前まで。申請受付は、申請書の先着順とする。

4. 利用時間

7:00 から 23:00 まで（年間 365 日利用可）

ただし、土・日・祝及び年末年始（12/29～1/3）の利用を希望する場合は、「休日利用申請書」を IBPC 大阪に提出するものとする。

5. 利用期間

原則 2 ヶ月。但し拠点設置準備の状況に応じて更新が可能（2 回まで。最長 6 ヶ月間）。シェアオフィス利用の場合は、更新不要で最長 6 ヶ月間の利用が可能。

6. 利用料金と精算

室料：無料（インターネット回線利用を含む）

通信費：利用者の実費負担（個室利用の場合）

- (1) 通信費の支払いは 7.保証金から充当する。通信費の累積額が保証金の額を超過する場合は、保証金からの充当を停止し、通信費発生ごとに請求を行う。利用者は請求があり次第、現金もしくは銀行振込にて IBPC 大阪に支払うものとする。なお、通信費の支払いで発生する振込手数料は、利用者負担とする。
- (2) 利用者は、退去時に未精算の料金をすべて精算する。

7. 保証金

(1) 保証金額について

利用者は、IBPC 大阪に対し利用施設・利用期間に応じた保証金を預託する。（下記の表を参照のこと）

利用期間中に利用施設を変更した場合は、差額を預託もしくは返還する。

利用施設	利用期間	
	30 日未満	30 日以上
個室利用	20,000 円	50,000 円
シェアオフィス利用	20,000 円	

(2) 保証金の預託及び返還について

ア) 利用者は、利用開始日までに現金もしくは銀行振込にて IBPC 大阪に保証金を預託するものとする。

イ) IBPC 大阪は、6.通信費が発生した場合、保証金を以って充当する。通信費の累積額が預託された保証金の金額を超過することになった場合は、その時点で充当を停止する。

ウ) IBPC 大阪は、10.(3)に該当する事態が生じた場合、保証金の一部または全額を、賠償金に充当することがある。

エ) 保証金は、利用期間終了後に無利子にて利用者に返還する。ただし、前項の充当が発生した場合には、その残額を無利子で返還する。

オ) 保証金は、現金もしくは銀行振込にて返還する。ただし、現金にて返還する場合は、下記のいずれかを必須条件とする。

- ・ 返還時の「返金受領書」に、利用者の代表者印の捺印もしくは代表者の署名ができること。
- ・ 保証金を受け取る人物が正当な受取人であることを利用者の代表者が証する書面（委任状等）が、保証金の返還より先に IBPC 大阪に提出されていること。

カ) 保証金の授受で発生する振込手数料は、利用者負担とする。

8. ビジネス・サポート・オフィス常設の機器、備品等の使用

(1) 下記の機器、備品は無料で使用できる。ただし、通信費は、実費負担とする。

個室	椅子、机、ロッカー、コートハンガー、電話機・ファックス（実費）、インターネット回線、無線ルーター
シェアオフィス	椅子、個別ブース、無線ルーター、個別ロッカー
共通設備	ミーティングスペース、掃除機

(2) 上記以外の機器備品等を持ち込む場合は、あらかじめ IBPC 大阪の承認を得るものとする。ただし、電気製品は 100V 60Hz 対応のものに限る。

9. 利用の取り消し

(1) 利用申請後、申請者の都合により利用を取り消す必要が発生した場合、申請者は、速やかに IBPC 大阪に通知するものとする。

(2) IBPC 大阪は、利用承認後または利用中であっても、申請者もしくは利用者が次のいずれか一つに該当する場合、承認を取り消す、あるいは利用を拒否することができる。この場合、IBPC 大阪は、取り消しによって申請者もしくは利用者に損害が発生した場合、その損害を賠償する責任を一切負わない。

ア) 利用申請書の記載内容に虚偽が確認された場合

イ) 保証金が、IBPC 大阪の指定した日までに預託されない場合

ウ) 利用開始予定日になっても利用者が現れず、また、如何なる連絡もない場合

エ) IBPC 大阪の承認なく、利用申請期間を超えて利用した場合

- オ) 利用者のオフィスで発生する騒音、振動、異臭等が外部に迷惑を及ぼす場合
- カ) 入居するビルの館内規制に反する行為を行う、または反するおそれのある場合
- キ) ビジネス・サポート・オフィスでの宿泊や、無許可の什器備品の設置等、IBPC 大阪の管理運営に支障をきたす行為があった場合
- ク) 天災、施設の損壊、その他やむを得ない理由によりビジネス・サポート・オフィスの利用が不可能となった場合
- ケ) その他 IBPC 大阪が不相当と認めた場合
- コ) 理由の如何によらずビジネス・サポート・オフィスの運営が中止される場合

10. 利用者の責任

- (1) 利用中に、ビジネス・サポート・オフィスを登記地として、法人・支店登記を行った利用者は、利用終了後 2 ヶ月以内に移転手続きを行い、移転後の登記簿謄本の写しを IBPC 大阪に提出すること。
- (2) ビジネス・サポート・オフィスの利用に関して発生する銀行振込手数料は、利用者が負担するものとする。
(参考) 振込手数料：国内 220 円～880 円 海外：7,000 円以上
- (3) 利用中に、室内または建物の付属設備、機器、備品等を損壊または紛失した場合、利用者の責任において、IBPC 大阪の算定する損害額を弁償するものとする。
- (4) 利用者は、手荷物または現金及び貴重品等、利用者に属する物品のすべてについて、自己の責任において管理するものとする。盗難、破損、火災、天災、戦争その他の事変により所持品に損害が生じたとき、いかなる場合も IBPC 大阪は利用者の損害を補償しない。

11. 利用上の注意事項

- (1) 利用中の自室の管理は利用者の責任で行い、IBPC 大阪は盗難等の損害に関して、一切の責任を負わない。
- (2) 利用中の個室のシンダー錠は退去時まで利用者の責任で管理し、紛失した場合は、速やかに IBPC 大阪に届け出る。利用者は 20,000 円を弁償するものとする。
- (3) 利用者は、本約款に基づき、退去時、直ちに私物を撤去し原状回復を行う。
- (4) 利用者は、ビジネス・サポート・オフィスの利用に関する権利を第三者に転貸または譲渡できない。
- (5) 火薬、油脂、毒性ガス、劇薬等危険物及び腐敗物、腐食物等の持ち込みを禁止する。
- (6) 壁面、ドア等へのテープ、押しピン類による張り紙、掲示をしてはならない。
- (7) 本約款に定めのない事項、条項の解釈についての疑義が生じた場合、利用者は IBPC 大阪と信義誠実の原則に従い協議の上、円満に解決するものとし、当該協議にもかかわらず解決できない一切の紛争については、大阪地方裁判所を専属管轄とする裁判により解決するものとする。

この約款は 2021 年 4 月 1 日以降の利用者に対し適用される。

一般財団法人大阪国際経済振興センター
国際部 (IBPC 大阪)
〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-5-102
TEL: 06-6615-7130 FAX: 06-6615-5518
E-MAIL: info@investosaka.jp